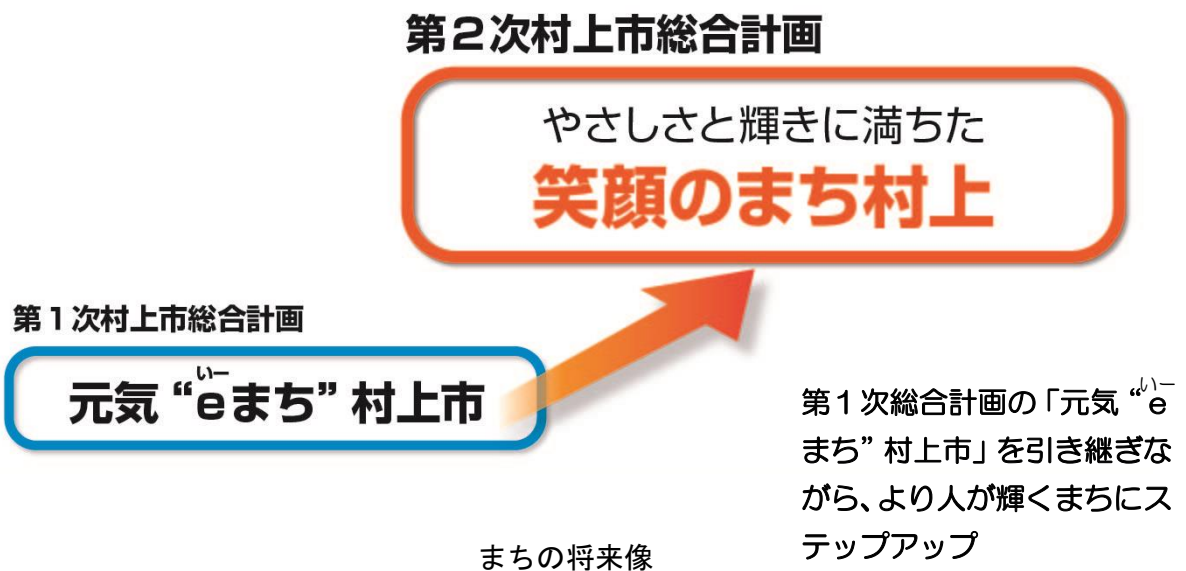


報告（1）第2次村上市総合計画の概要について

■ 基本構想（案）

1. まちの将来像

第1次村上市総合計画では、本市の目指すべきまちの将来像を「元気“^{い-}eまち”村上市」とし、「住んでいいまち」「訪ねていいまち」などの意味を込めました。第2次村上市総合計画では、第1次総合計画で掲げたまちの将来像を引き継ぎつつ、更に市民の幸せが大きく広がるまちを目指して、「やさしさと輝きに満ちた 笑顔のまち村上市」をまちの将来像としています。



まちの将来像

「やさしさと輝きに満ちた 笑顔のまち村上市」に込められた意味

- 豊かで美しい自然環境、歴史・伝統がある様子、思いやりや支え合いが地域に広がっていく様子を「やさしさ(に満ちた)」として表現しています。
- 産業や地域が発展し、まちに活気があふれるなど、人々が輝いている様子、その輝きが本市の自信や誇りとなっていく様子を「輝き(に満ちた)」として表現しています。
- 私たちのふるさと村上市が、多方面に広がりを持ちながら発展していくことで、市民が笑顔（幸せ・元気）になっていく様子を「笑顔のまち村上市」として表現しています。

2. まちづくりの基本理念

まちづくりの基本理念は、本市のまちづくりを進めていくうえで、市民一人ひとりと行政がお互いの立場で大切にしなければならない基本的な考え方や心構えを示したものです。

第2次総合計画においては、『育む』、『創る』、『広げる』の3つ言葉を基本理念のテーマとしています。



基本理念の3つのテーマ

まちづくりの基本理念

育む

やさしさと故郷の誇りを育み、人が育つまちをつくる

創る

賑わいと輝きを創り、活力あるまちをつくる

広げる

いきいきした地域を広げ、笑顔あふれるまちをつくる

3. まちづくりの基本目標

まちづくりの基本目標は、本市が目指すまちの将来像を実現するための取り組みについて、基本的な方向性を示すものです。第2次総合計画においては、次の6つの基本目標を設定し、『笑顔のまち村上』の実現を目指します。

いきいき元気な笑顔輝く、支え合いのまちづくり

少子高齢化を見据え、多様な支え合いや支援体制を整えるとともに、市民が健康で安心できる暮らしの実現を目指します。

- 市民が元気に暮らすことができるよう、保健・医療体制の充実とともに、疾病・介護予防や健康づくりに取り組みます。
- 安心して子どもを産み育てられる環境を整え、子育てを応援するまちづくりを進めます。
- 高齢者や障がい者などが住み慣れた地域で暮らすことができるよう介護や福祉のサービスの充実を図りながら、生きがいのある暮らしづくりや健康寿命の延伸を積極的に進めます。
- 相談体制の充実や地域支え合い体制の構築など、多様な支援体制づくりを進めます。

ひと、まち、自然が調和する、美しい定住のまちづくり

本市の豊かな自然や美しい景観を守りつつ、利便性と安全性の高い調和のとれたまちづくりを目指します。

- 豊かな自然環境と美しい景観を後世に引き継ぐための環境保全活動を進めます。
- 自然エネルギーの利用やリサイクル率の向上などに努め、環境に低負荷な循環型社会の形成を推進します。
- 豊かで美しい環境や景観などを生かし、自然や文化と調和する都市の形成を目指します。
- 人と環境に配慮した長寿命で高耐久な社会基盤の整備を推進します。
- 日本海沿岸東北自動車道の市内全線開通を見据え、交通ネットワークの高度化や利便性の向上を進めます。

産業が創る地域の誇り、活力みなぎる賑わいのまちづくり

基盤整備や担い手確保を図りながら、時代に即した多様なニーズへの対応や地域の活性化支援により、本市経済の好循環と魅力の向上を目指します。

- 優れた品質の農林水産物を安定的に生産できる体制づくりを支援し、多様なニーズへの対応や担い手の確保などを図ります。
- 企業誘致や起業・創業による新たな仕事づくりを応援し、多様な産業の振興と雇用創出を図ります。
- 伝統産業や市内生産物の高付加価値化と農林漁業の6次産業化などにより、販売・収益の拡大等と市内産業の活性化を図ります。
- 全国に誇ることのできる様々な地域資源や人材を生かし、交流人口の拡大や地域活性化につながる取り組みを進めます。
- 本市の魅力を多方面で発信し、認知度の向上やブランド力の強化を図ります。

いのちと故郷を絆で守る、安全安心なまちづくり

自然災害をはじめ、環境や社会の変化に伴って発生する様々な危険を未然に防止する体制を整え、市民の安全安心な暮らしづくりを目指します。

- 自然災害の発生に備え、災害を抑える環境整備と地域の体制づくりを進めます。
- 消防・救急体制の整備や消防団などの組織強化を図り、災害等の予防と市民の生命を守ります。
- 交通安全対策の充実と犯罪・非行の抑止活動を進め、市民の安全確保に努めます。
- 消費者の保護対策や特殊詐欺の防止などについて、啓発活動の強化や相談体制の充実により、被害の防止と低減を図ります。

伝統と文化を育む、すこやか郷育のまちづくり

歴史・文化・伝統行事など全国に誇れる郷土の宝を守り伝えながら、地域一体となった郷育の推進により、優れた人材の育成や豊かな地域づくりを目指します。

- 子どもたちの学ぶ意欲を高め、確かな学力の定着と健やかな心身を育みます。
- 地域の優れた人材の活用や新潟リハビリテーション大学などとの連携により、学校と地域社会が一体となった教育環境づくりを進めます。
- 少子化に対応した教育環境の適正化や学習内容の充実を図ります。
- スポーツ、芸術・文化の振興に努めるとともに、歴史や伝統行事、文化財等の保存・継承などを進め、郷土の誇りを高める活動を推進します。
- 生涯にわたる学習活動を支援し、優れた人材の育成と豊かな地域づくりを進めます。

ひとりひとりが活躍する、市民が主役のまちづくり

市民がまちづくりに参加する機会と気運の向上を図るとともに、行政のポテンシャル（能力）を高め、市民が活躍できるまちを目指します。

- 市民が自らの意志に基づき平等に参画できるまちづくりを推進します。
- まちづくりへの市民参画を支援し、協働して地域の課題解決や活性化に向けた取り組みを進めます。
- 多様な市民のニーズに柔軟に対応するため、行政事務や組織の効率化と体制づくりを進めます。
- 情報発信や市民参画を広げ、透明性の高い行政運営を図ります。
- 近隣市町村との広域的課題に対応するとともに、効果的な社会資源の活用や整備のため、定住自立圏などによる広域行政を進めます。

将来像

みらいづくりのスローガン

やさしさと輝きに満ちた
笑顔のまち村上

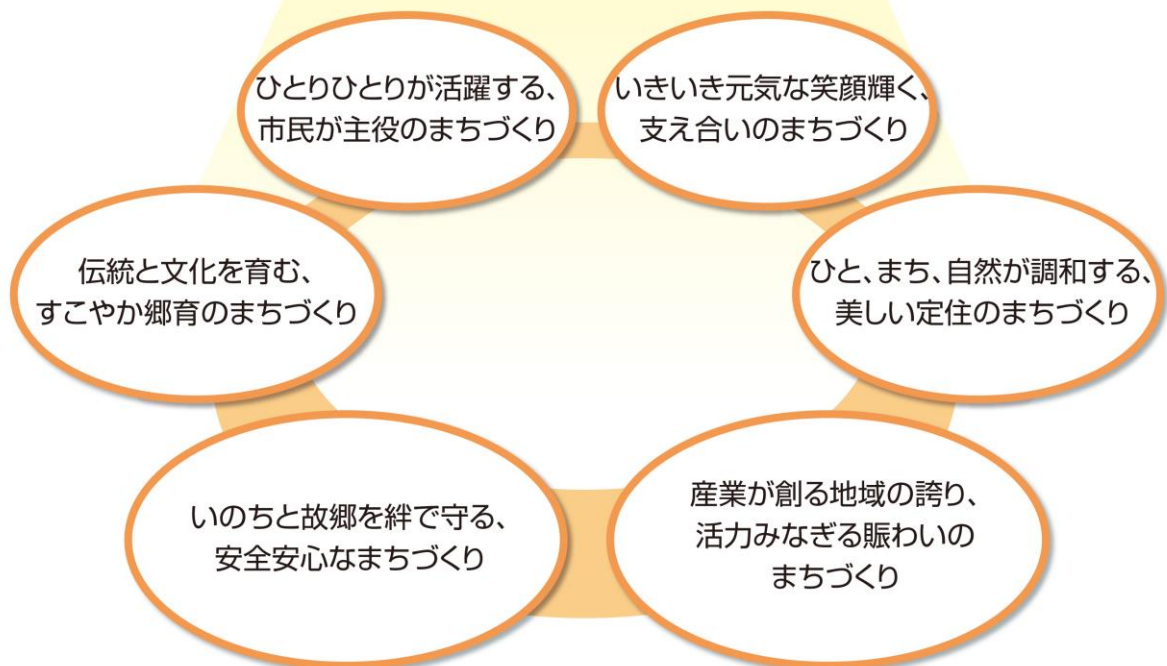
基本理念

まちづくりの基本テーマ



基本目標

まちづくりの方針

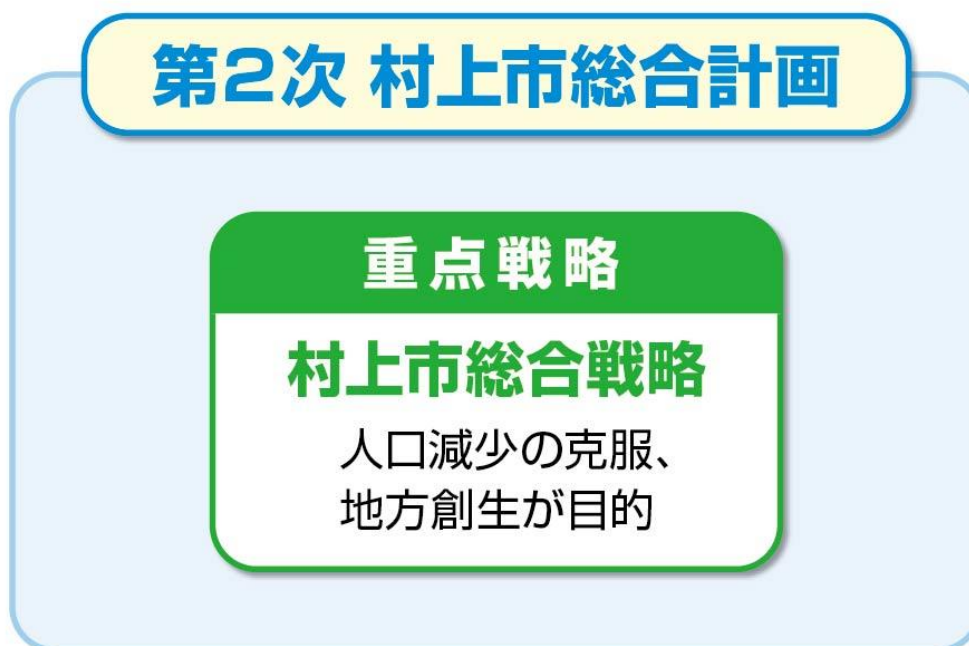


基本構想の体系図

4. 重点戦略

重点戦略は、本市の将来像の実現に向け、特に重点的・優先的に取り組むものです。「村上市総合戦略」を第2次村上市総合計画の重点戦略として位置づけ、本市の最大の課題である人口減少問題に取り組むこととしています。

「村上市総合戦略」は、総合計画の各政策分野における施策や事業を横断的に取り組むものであり、人口減少問題に関する対策を主な目的とした計画です。計画期間は平成27年度～31年度までの5年間としていますが、期間終了後においても人口減少問題は市の最重要課題と考えられるため、第2次村上市総合計画における重点戦略として施策や事業の方向性は引き継ぐものとします。



第2次村上市総合計画の重点戦略

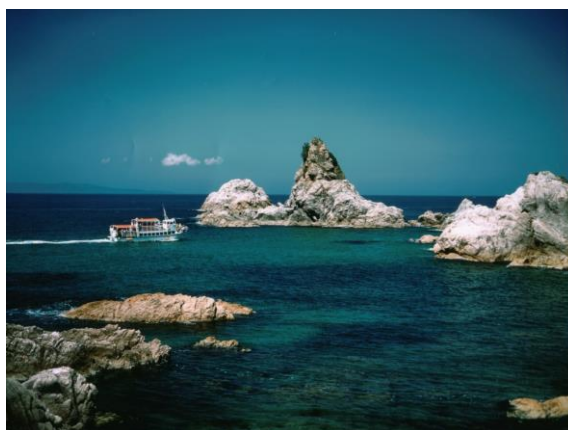
5. 土地利用構想

(1) 土地利用構想の位置づけ

本市は、1,174 km²という広大な面積の中に豊かな自然を有しており、市の重要な産業である農業や林業と合わせて緑豊かな土地が大部分を構成しています。また、先人が築き上げた歴史・文化が各地に色濃く残り、特色ある町並みや集落が形成されています。

村上地区と荒川地区に主な中心市街地が形成されている一方で、広大な平野部や中山間部、細く長い海岸部に集落が点在し、道路や鉄道による結びつきが極めて重要となっています。

このことをふまえ、第2次村上市総合計画における土地利用構想では、本市の豊かな自然環境の保全と都市環境の調和に配慮しながら、第1次村上市総合計画の土地利用構想を基調としつつ、今後の土地利用に関し基礎となる考え方や方向性を示しています。なお、土地利用に関する具体的な方針や詳細な計画については、国土利用計画を中心とした各種個別計画において定めることとしています。



国の名勝天然記念物 笹川流れ

(2) 各圏域と土地利用

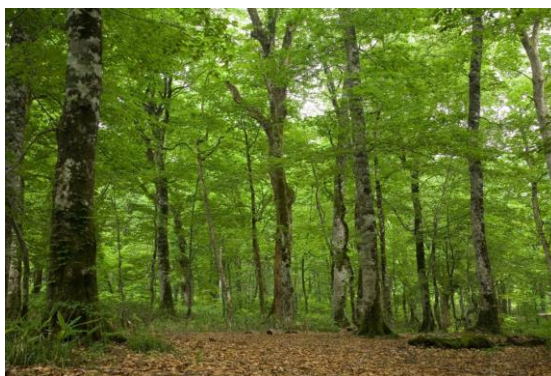
本市の土地形状は、海岸部と平野部、中山間部の3地域に大きく分けることができます。海岸部は、海岸線の総延長が約50キロメートルにもおよび、県立自然公園となっ



平野部の広大な水田地帯

ている美しい海岸線には夏場に多くの観光客の来訪があります。平野部は、主に岩船産コシヒカリを生産する水田が広がっており、市の基幹産業である農業を支える食糧生産地帯となっています。中山間部は、市の北部を中心に越後杉ブランドの優良な木材や林産材の生産地帯となっており、市の北東側には磐梯朝日国立公園の豊かな森林が広がっています。

平野部のうち村上地区と荒川地区には市街地が形成されており、民間サービスを含めた都市機能が集積しています。この他、海岸部を中心に生活圏域が形成されている山北地区や、中山間部から高根川や三面川流域の農業地帯沿いに生活圏域が形成されている朝日地区、国道7号沿いに生活圏域を設け、平野部を中心に集落が形成されている神林地区があり、大きく分けて2つの市街地圏域と3つの生活圏域を形成しています。



磐梯朝日国立公園のブナの森

- 海岸部及び中山間部の自然豊かなエリア …… 自然ふれあいゾーン
- 平野部の水田を主とした農業中心エリア …… 食糧生産交流ゾーン
- 村上地区・荒川地区の市街地エリア …… 市街地活性化ゾーン

(3) 交通ネットワークの形成

広大な面積に小さな集落が点在する本市は、中心となる市街地圏域と各地区の生活圏域を繋ぐ交通が重要となりますが、これらの道路や鉄道などの延長が大変長いものとなり、移動にかかる時間も長くなります。



日本海沿岸東北自動車道

こうした中、日本海沿岸東北自動車道が本市の南北を貫くことで、将来、移動時間は大幅に短縮することとなります。また、物流、通勤、交流人口に多大な影響を及ぼすことが推察されるほか、各地区生活圏域から中心市街地の機能が利用しやすくなることから、本市の市街地圏域が担う役割や機能がより高まることが期待されます。

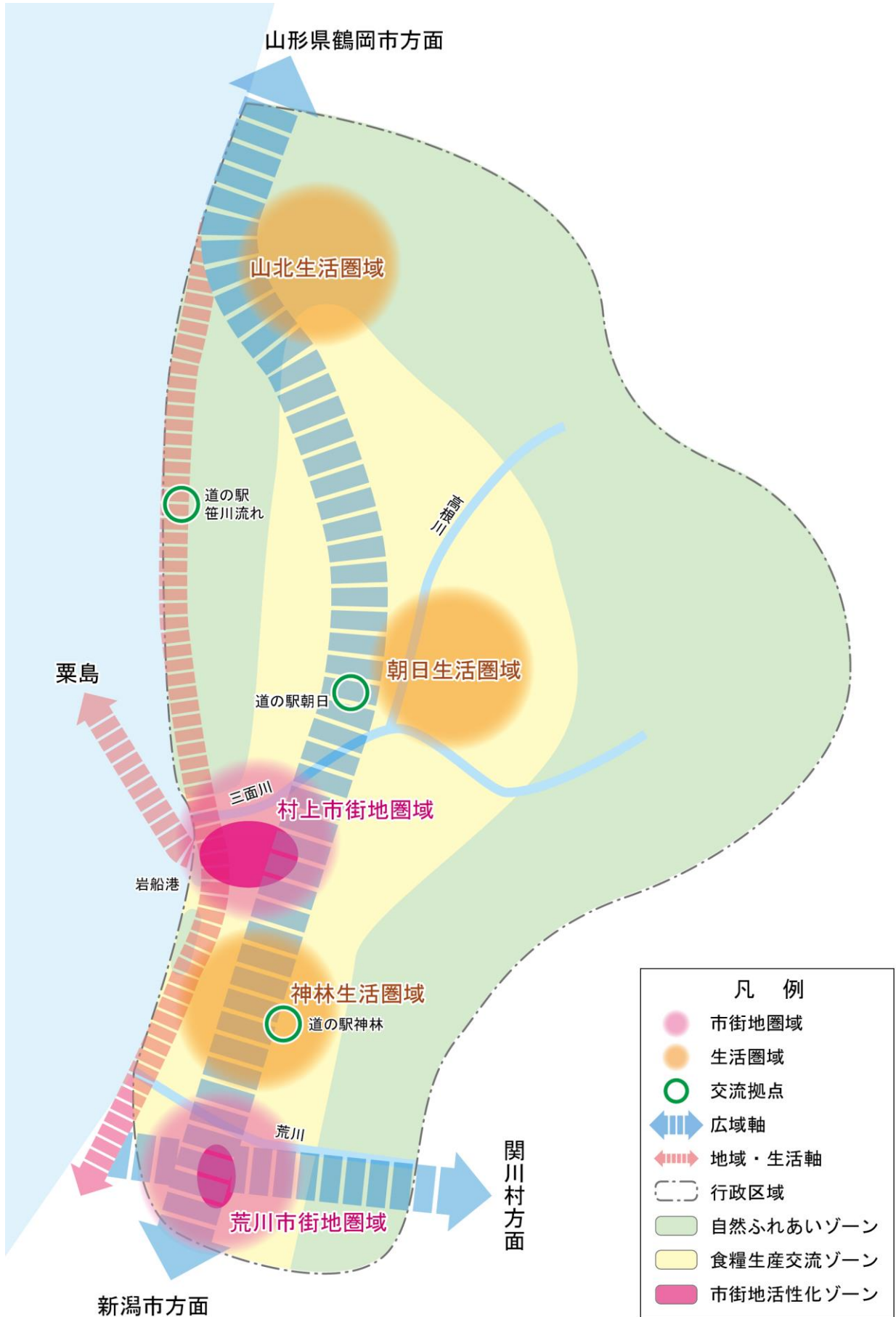
今後、本市の土地利用を具現化していく中で、日本海沿岸東北自動車道を中心に国道7号、国道113号、JR羽越本線及びJR米坂線などを地域間移動の「広域

軸」として捉え、「市街地圏域」と「生活圏域」、「交流拠点」などとの繋がりを生活道路や身近な公共交通である「地域・生活軸」によってネットワークしていくことが重要となります。これにより、生活圏域の住みやすさと市街地圏域が持つ利便性を調和させることができるとともに、本市の一体的な土地利用が実現します。



美しい海岸線に沿って走る羽越本線

■土地利用構想図



■土地利用構想における各所の機能や役割、土地利用の方向性など

	名 称	対象地域・路線	機能・役割・方向性
圏域・拠点	市街地圏域	村上、荒川市街地と両地区の町内及び集落	・居住地、就業地のほか、比較的高次の商業、医療、教育、文化など、本市や近隣市町村からも利用される施設が立地する圏域として機能の維持と利便性の向上を図る。
	生活圏域	神林、朝日、山北地区の各集落	・各地区に分布する中小規模の集落（神林：40か所、朝日：46か所、山北：48か所）を生活圏域として、住みやすさの向上を図る。
	交流拠点	地域内外との交流の拠点となる施設（道の駅など）	・産業振興や観光などの地域活性化のために幅広く利用される交流拠点として機能の充実を図る。
線	広域軸	日沿道、鉄道、国道7号・113号	・市外からの人やモノの円滑な移動を支援し、地域内外との交流促進や産業等の活性化を図る。 ・広域軸は地域・生活軸も兼ねる。
	地域・生活軸	国道345号、県道等、粟島航路など	・市内の主要な拠点間や生活圏域内の円滑な移動を支援し、市民等の通勤通学、買物、通院等の日常の利便性の確保を図る。
ゾーン	自然ふれあいゾーン	地域資源に恵まれた森林地域及び海岸地域	・集落部では自然環境に恵まれたゆとりある住環境を形成する。 ・景観や自然環境など恵まれた地域資源を活用し、林業や水産業の振興をはじめ、交流拡大なども考慮した多面的な土地利用を図る。
	食糧生産交流ゾーン	市街地を取り囲む農業生産地域	・集落部では田園を主体とした景観と調和のとれた住環境を形成する。 ・主に良質な農産物を供給する食料生産基盤としての土地利用を展開し、資源を活用した交流拡大を図る。
	市街地活性化ゾーン	村上市街地 荒川市街地	・居住、就業、商業、医療、教育などの都市機能が集積する利便性の高い土地利用を図る。

■ 基本計画（案）

基本目標1 いきいき元気な笑顔輝く、支え合いのまちづくり

政策 1-1	健康の増進と医療体制の充実
---------------	----------------------

1 生活習慣病の発症及び重症化の予防

- 検診を受けやすい体制をつくることなどにより、特定健診及びがん検診の受診率向上を図ります。
- 健診結果と連動したきめ細かな保健指導活動を実施し、疾病の重症化を防ぐ取り組みを進めます。
- 生活習慣病予防対策として、地域との協働による健康教育や、ライフステージに合わせた保健事業を実施します。
- 各種予防接種事業を支援し、感染症の拡大や重症化を防ぎます。

2 地域医療体制の充実

- 関係機関や関係団体と共に、専門医や医療資源の確保に努めます。
- 村上地域在宅医療推進センターや関係機関と連携し、ICTシステムの導入などによる効率的な在宅医療の体制を構築します。
- 地域医療の充実強化に向け、村上総合病院の移転新築に対し必要な支援を行います。
- 救急医療体制の強化を図るため、救急ワークステーションや急患診療所の整備、充実に努めます。

3 歯と口腔の健康増進

- 歯科定期検診に関する普及啓発を行うとともに、歯科衛生士による歯科指導を関係機関と連携して実施します。
- 幼児期、学童期、思春期を通してフッ化物利用による歯質強化を推進します。

4 自殺予防対策の推進

- 健康教育や講演を通じ自殺予防に対する市民の知識や意識を高め、心の病気の早期発見に努めます。
- 相談窓口の周知や自殺予防に関する啓発活動に努めます。
- 関係機関と自殺予防ネットワークを構築し、効果的な自殺予防や自殺者の減少対策を推進します。

5 医療費適正化の推進

- 適正受診の推進や医療費の適正化に努めるとともに、ジェネリック医薬品の使用促進を図ります。

政策 1-2	子育て環境の充実
---------------	-----------------

1 母子保健事業の充実

- 子どもの成長発達段階に応じた適切な保健指導を行うとともに、育児や健康の相談支援の充実に向けた体制づくりを進めます。
- 専門医健診により発達障害などの早期発見につなげるとともに、関係機関と連携した支援を推進します。
- 若い年齢での不妊治療の開始につながるよう、受診へのきっかけづくりを促進します。

2 保育環境の整備・改善

- 混合保育を解消し、子どもの成長に合わせた保育を行うため、保育園の統廃合を計画的に進めます。
- 老朽化した保育園の改修や駐車場の環境整備等を計画的に行います。
- 3歳未満児保育や延長保育、休日保育の拡充など、公設民営化を取り入れながら保育サービスの充実強化を図ります。
- 正規保育士比率の向上と研修機会の確保や研修内容の充実を図りながら保育士の資質の向上に取り組めます。
- 病児・病後児保育の円滑な運営に努めながら、施設拡充に向けて、関係機関と連携して取り組めます。

3 子育てを応援する環境づくり

- ひとり親世帯や多子世帯への経済的な支援を行い、社会で子どもを育てる環境づくりを進めます。
- 子育て支援センターの開所日拡大などにより、親子で集える子育ての拠点としての機能強化を図りながら、子どもが安全に遊べる場所や親子が集える場所づくりを進めます。
- 学童保育所の施設整備を図り、安心して子育てができる環境づくりに努めます。
- 総合型地域スポーツクラブ等関係団体との連携を図り、子どもの体力向上や健康づくりを図ります。

政策 1-3	高齢者の健康と安心な暮らしづくり
---------------	-------------------------

1 健康寿命の延伸と生活支援体制づくり

- 生涯学習や老人クラブ活動、シルバー人材センター等への支援を通し、仲間づくりや生きがいづくり、高齢者の社会参加を促します。
- 医療や保健などの関係機関と連携を強化し、若い頃から健康診断や健康づくりに関する意識を高めながら生涯にわたる介護予防活動を進めます。
- 新潟リハビリテーション大学や総合型地域スポーツクラブ等と連携した事業実施により、より効果的な介護予防や健康づくりを推進します。
- 地域住民が中心となった通所型サービスの地域運営モデル事業を推進し、地域が主体となった生活支援の拠点づくりを推進します。
- 地域ボランティア活動のポイント制の導入に向けて、新たな支え合いのしくみづくりに着手します。

2 認知症対策の推進

- 介護保険認定申請理由の疾病状況（認知症基礎疾患）の把握により、基礎疾患に応じた保健指導事業を進めます。
- 認知症初期相談窓口の周知を図るとともに、「街中お年寄り愛所」などにより、認知症高齢者や徘徊高齢者を多面的に見守る体制を整備します。
- 成年後見人制度の充実のため、市民後見人や法人後見事業所の育成を図りながら、その普及啓発や相談窓口の整備を推進します。

3 介護サービスの充実・強化

- 地域のニーズ等を勘案し、計画的な施設整備を進めます。
- 村上地域在宅医療推進センター等と提携し、ICTを活用した介護情報と医療情報の共有化を推進します。
- 資格取得のための費用を支援するなど、介護職員の人材確保を支援するとともに、関係機関と協力し、介護職員の処遇改善や離職防止を図るための支援を行います。

4 介護保険の健全な運営

- 健康づくり事業や介護予防事業の効果的な実施に努め、介護認定者数の増加の抑制に努めます。
- ケアプランの点検や医療情報との突合を行い、介護給付の適正な執行について内容を精査し、介護保険の健全な財政運営に努めます。

政策 1-4	障がい者福祉の推進と自立支援体制づくり
---------------	----------------------------

1 総合的な障がい者福祉の推進

- 医療・福祉・労働などの関係機関の連携強化により、障がいに応じたサービスの充実や障がい者支援拠点の整備に取り組みます。
- 障がいのある児童に対して早期発見や療育体制の強化に向けて、関係機関と協力した体制づくりを進めます。
- 企業や関係機関と協力しながら、障がい者を支える人材の養成や確保を進めます。
- 障がい者とその家族へ向けた相談支援等の充実に努めます。
- 障がい者への積極的な情報の提供と障がい者支援に対する意識の醸成を図ります。
- 関係機関とともに障がい者にやさしい社会基盤の形成を図ります。

2 障がい者の自立支援

- ハローワークや自立支援協議会等と協力して就労の場の確保に努めるとともに、障がい者への積極的な仕事づくりを図ります。
- 障がい者団体への支援や通院に対する交通費助成などにより、障がい者の社会参加と負担の軽減を図ります。

3 障がい者の権利擁護のための体制整備

- 障害者雇用促進法、障害者虐待防止法、障害者差別解消法についての周知活動を行い、障がい者の権利に関する普及・啓発に努めます。
- 障害者差別解消法による対応要領を備え、障がいを理由とする差別の解消に取り組みます。
- 障がい者の成年後見人制度の周知や体制づくりを図ります。

1 地域福祉を支える基盤づくり

- ボランティアの育成やコーディネートの仕組みづくりを村上市社会福祉協議会などと協力して行います。
- 地域福祉計画の策定により、市民が主体となる福祉活動の推進や地域で支え合う体制づくりを図ります。

2 子ども・若者への支援

- 関係機関とのネットワークの強化や職員、支援者の知識・技術の向上に努め、相談支援体制の充実を図ります。
- 子ども・若者総合サポート会議などにより、市民への理解や周知を図りながら、悩みを抱える子どもや若者に対する支援の体制や手法を検討します。

3 生活保護世帯の自立助長

- 医療と介護の関係者と連携を図り、生活相談や健康相談による適切な指導に努めます。
- 生活保護受給者の実態に応じて、日常生活の自立や社会生活の自立、経済的自立に向けて支援を行います。
- 医療扶助の適正化に向け、受診指導などを実施します。

4 生活困窮者の自立支援

- 問題が複雑化・深刻化することを防ぐため、生活困窮者の発見・把握を関係機関と連携して行い、相談体制の強化やその周知活動に努めます。
- 生活困窮者の実情に即した支援ができるよう関係機関と連携した自立支援活動を行います。

政策 2-1	環境の保全と新エネルギーの推進
---------------	------------------------

1 自然環境の保全

- 環境フェスタ等のイベントを開催し、自然環境保全への意識啓発を推進します。
- クリーン作戦や市民の清掃活動を支援し、環境保全活動を推進します。
- 平成 32 年度に第 1 次村上市環境基本計画が終了することから、第 2 次村上市環境基本計画の策定に向けた取り組みを行います。
- 希少な動植物を次世代に継承していくため、市民や関係機関と連携し、生物多様性の確保に努めます。

2 新エネルギーの推進

- 太陽光発電や木質バイオマスストーブなど、市民への新エネルギー導入促進を図ります。
- イベントや広報等を通じて省エネルギーへの理解を深め、省エネルギーの普及啓発を図ります。
- 村上市岩船沖洋上風力発電推進委員会を運営し、地域の理解と協力のもと、岩船沖洋上風力発電の導入を推進します。

政策 2-2	生活衛生の向上と公害の防止
---------------	----------------------

1 3R(ごみの発生抑制や再使用、再生利用)の取り組み推進によるごみの減量化

- 分別の啓発と徹底により、ごみの減量化とリサイクルの促進を図ります。
- 増加傾向にある直接搬入ごみのうち、事業系ごみの現状把握と減量化に向けた取り組みを促進します。

2 一般廃棄物処理施設の適正管理

- 廃止した施設の計画的な解体工事を推進します。
- 焼却灰の再資源化等により最終処分場の延命化を図るとともに、適正に管理を行います。

3 生活環境衛生の確保

- 臭気測定や水質検査により、監視及び指導體制を強化します。
- 看板設置やパトロールの強化により、不法投棄を防止します。

4 火葬場や市営墓地の適正管理の推進

- 火葬場の大規模修繕や建て替えなど、今後の施設管理の在り方の検討を進めます。
- 無縁墓の調査を進め、整理を推進します。

政策 2-3	適正な生活排水の処理推進
---------------	---------------------

1 下水道事業の推進

- 未整備区域の管渠整備を実施し、未普及地域の解消を図ります。
- 下水道接続への普及・啓発に取り組み、水洗化の促進を図ります。
- 浸水防止対策に向けて雨水計画の見直しを行います。

2 老朽化施設の改築・更新及び統廃合

- 老朽化施設の計画的な改築・更新等により、施設延命、機能保持を図ります。
- 管路施設等の適切な維持管理に向け、点検の方法や頻度の事業計画を策定します。
- 人口動向等を考慮し、処理区の見直しや施設の統廃合等の検証を行い、維持管理費用抑制等の効率的な汚水処理を計画します。

3 下水道事業の安定経営

- 経営の透明性・健全性の向上を図るため、公営企業会計の適用に取り組みます。
- 経営・資産等の状況を的確に把握し、経営基盤の計画的な強化、資産の適正な管理・運営に取り組みます。
- 基本料金の統一後、従量料金の統一を図ります。

4 浄化槽の普及促進及び適正な維持管理の確保

- 合併処理浄化槽整備区域の普及促進を図ります。
- 適正な維持管理者への負担軽減と公共用水域の水質汚濁防止を図ります。

政策 2-4	水道水の安定的な供給
---------------	-------------------

1 老朽化した施設の更新及び統合

- 老朽化した浄水場等の更新、改修(耐震化含む)を推進します。
- 簡易水道の上水道への施設統合を図ります。

2 経年管路等の管理及び更新

- 経年管路等を年次計画で耐震管に更新します。
- 市内全域の水道管路図を電子化し、統一システムでの運用を図ります。

3 水道事業の安定経営

- 簡易水道事業は、地方公営企業法を適用するため資産把握を行い、財務諸表を整備します。
- 中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定し、それに基づき料金統一を図ります。

政策 2-5	河川・排水路の整備
---------------	------------------

1 災害を未然に防ぐ河川・排水路事業の推進

- 河川の危険箇所を把握し、災害の未然防止に向けた整備を推進します。
- 計画の見直しや下水道(雨水)計画との整合を図ります。
- 国・県管理河川における未改修箇所の整備促進を図るため、早期完成に向けた要望を継続して行います。

2 施設の適正な維持管理の充実

- 定期的にパトロールを行い、施設の状態を把握し、必要箇所における堆積土の撤去、草木の伐採を実施します。
- 周辺集落との連携を保持し、継続的に維持管理を実施します。

3 自然と調和した河川環境整備の充実

- 施設の適正な維持管理を行い、魅力ある水辺空間を提供します。
- 国・県が管理する河川については、環境整備促進のための要望を引き続き行います。

政策 2-6	港の整備とにぎわいづくり
---------------	---------------------

1 港湾施設と海岸環境整備の保全と整備促進

- 県事業での港内埋没対策である浚渫^{しゅんせつ}事業を継続的に実施します。
- 漂砂による港内埋没や海岸浸食の対策としての防砂堤の早期完成を図ります。

2 にぎわいのある港湾・海岸の利用促進

- 港で行われるイベントについて、官民協働で新たなイベントの創設に向けた検討を実施します。
- 海洋レクリエーションの中心となるマリーナ等の早期整備を図ります。
- 港への誘導標識等の設置を促進します。
- イベント情報等の広域的な発信を促進します。

3 海上物流輸送拠点としての利用促進

- 岩船港利用促進協議会等と連携したポートセールスを実施します。
- 港湾荷役を伴う企業の誘致を推進します。

政策 2-7	地域の暮らしと活性化を担う道づくり
---------------	--------------------------

1 高速交通体系の整備促進

- 朝日温海道路の整備に関し、推進協議会等との地元協議により円滑な推進を図ります。
- 日本海沿岸東北自動車道の沿線市町村と連携し、要望活動等による整備促進を図ります。
- 地域活性化インターチェンジのフル化による利便性の向上に取り組みます。

2 幹線交通網の整備促進

- 交付金事業などを活用し、幹線ネットワークの早期形成を図ります。
- 新潟山形南部連絡道路の関係機関と連携し、要望活動等による整備促進を図ります。

3 安全・快適な生活道路の整備促進

- 地域要望を考慮した整備計画の見直しと実施を推進します。
- 狭あい道路の舗装整備などを進め、高齢者や障がい者に優しい道路整備を推進します。

4 ひとにやさしい歩行空間の整備促進

- 交付金事業などを活用し、整備の促進を図ります。
- 通学路交通安全プログラムに基づき危険箇所の対策を実施し、通学路の安全確保を図ります。

5 道路の適正な維持管理の推進

- 市、市民、事業所、まちづくり協議会等との協働により、道路の環境整備を推進します。
- 道路インフラの現状を把握し、計画的に補修を行いながら機能の維持を図ります。

政策 2-8	生活交通の確保・充実
---------------	-------------------

1 生活交通確保対策の継続

- まちなか循環バスの運行に高齢者や障がい者などにも配慮した新型車両を導入します。
- 既存の交通資源を活用し、村上市地域公共交通活性化協議会で立案してきたデマンドタクシーや、委託路線バスなどの各種運行や通学割引制度を継続します。
- 公共交通利用者などの意見を反映させ、地域の実情に合わせた運行形態を模索します。
- 公共交通の活用方法の紹介など、啓発活動を推進し利用促進を図ります。

2 広域的交通体系の確立

- 本市への集客、円滑な都市間の移動、人的交流を実現するため、JR羽越本線、JR米坂線の利便性向上を関係機関と連携し促進します。
- 羽越本線高速化、米坂線整備促進、新潟空港整備推進等の各種同盟会との協力体制を継続します。

政策 2-9	市街地と景観の整備・保全
---------------	---------------------

1 歴史的風致維持向上計画及び景観計画に基づく事業の推進

- 良好な景観維持のための経費の負担軽減を図り、村上市らしい歴史的景観の保全を推進します。
- 景観計画と連携しながら、歴史的建造物の保存・修理・活用と、良好な市街地環境や景観の保全・形成を図ります。
- 道路の無電柱化等により、まちなか回遊性の向上を図ります。
- 歴史的活動の継承と支援・普及・啓発を図ります。

2 村上駅周辺まちづくりの推進

- 地区内道路の整備を実施します。
- 駅東西を連絡する通路や駅東口及び西口の整備は財源確保等を含め、事業実施に向けて取り組めます。
- 大規模跡地の利活用について、引き続き検討を行います。
- 高速インターチェンジ等から駅西側へアクセスする幹線道路の整備に向け、関係機関と協議を進めます。

3 都市計画道路の整備

- コンパクトなまちづくりの方針に基づき、低未利用地の活用を図るための道路整備を推進します。
- 市街地で集中する交通を効率的に集散させるための補助幹線道路等の整備を推進します。

4 都市計画の見直し

- 今後も事業着手が困難な長期未着手道路の見直しを実施します。
- 都市計画マスタープランの達成状況の評価を実施します。

政策 2-10	良好な住環境の整備
----------------	------------------

1 公営住宅の整備

- 計画的な修繕の実施により、建物の長寿命化を図ります。
- 特に老朽化の著しい公営住宅の整備を計画的に進めます。

2 木造住宅の耐震性強化

- 市民の地震対策への意識醸成を推進します。
- 耐震診断、耐震改修に対する補助制度、リフォーム助成事業の活用により経費負担の軽減を図ります。
- 耐震性のない住宅の耐震改修や建替えへの推進を図ります。

3 公園の適切な維持管理

- 施設や遊具等の修繕を行い、安全な公園づくりを進めます。
- 憩いの場となる快適な公園を維持するため、市民の協力を得ながら公園の適切な維持管理を行います。

4 空き家バンク事業による定住・利活用の促進

- 空き家登録条件の緩和により、空き家バンク事業の登録件数の増加を図ります。
- 空き家バンク移住応援補助金の強化やお試しハウスの導入、起業・創業などでの利活用を進めます。

5 空き家対策

- 空き家の実態調査を実施し、現状把握を行います。
- 空き家等対策計画を策定し、所有者に空き家等の適正管理について助言・指導を行い、居住環境の保全と空き家の利活用を図ります。

政策 3-1 経営の安定化と魅力ある農業づくり

1 農地・農業用施設保全活動の支援

- 農業用施設の整備や長寿命化を図ります。
- 農業の効率化を進めるため、農地の集積を促進します。
- 耕作放棄地の解消や拡大防止に努めるとともに農業環境の維持と農地保全を図ります。

2 農業の効率化と担い手の確保

- 生産コストの削減や少力化などにより、農業従事者の所得向上を図ります。
- 戸別経営体から大規模経営体や法人経営体等への移行を推進します。
- 魅力ある農業への変革を図り、担い手が育つ環境づくりに努めるとともに、新規就農者が参入しやすい体制を支援します。

3 農林水産物のブランド化・高付加価値化と流通消費拡大の推進

- 岩船米、村上牛などをはじめとする農産物のブランド化や他産地との差別化、高品質化を推進し、強い農産物の育成を支援します。
- 農商工連携による6次産業化への支援を進め、生産物の高付加価値化と観光も含めたビジネスチャンスの創出を図ります。
- 農林水産物の魅力づくり・情報発信や販路拡大を図るとともに、地産地消を推進します。

4 有害鳥獣対策による農業生産の安定化

- 有害鳥獣駆除従事者の負担軽減を図り、担い手の確保に努めます。
- 電気柵など、有効な有害鳥獣対策技術の普及、拡大を図ります。
- 荒廃農地の利活用、被害を出しにくい環境づくりを推進します。

5 環境保全型農業の推進

- 環境への負担軽減に配慮するとともに、安全安心な農畜産物の生産による持続可能な農業を推進するため、環境保全型農業に取り組むエコファーマーを育成・支援します。

6 都市部と農村部の共生・交流の推進

- 農村部における体験交流型観光の推進を図り、地域活性化を促すため、村上地域グリーン・ツーリズム協議会の事業支援を継続的に実施します。

政策 3-2 森林資源の保全と有効活用の推進

1 林業担い手の育成・確保

- 高校生や若者を対象とした林業体験イベントなどを通じ、若年新規就業者の林業への理解、拡大を図りながら、担い手の育成や確保を進めます。

2 森林の保全・健全育成

- 松くい虫防除事業を継続して松林の保全に努め、新たな被害の発生を抑制します。
- 地球温暖化防止対策等森林の持つ多面的機能発揮のため森林整備を進め、人と自然が触れ合える安らぎの空間や景観の保全に努めます。

3 森林資源の有効活用

- 森林経営計画による集約化の推進のため、森林に関する基礎情報の整備を図ります。
- CLT等の新たな技術を活用した公共施設整備の検討を進めるとともに、森林資源について木質バイオマスエネルギーをはじめとした新たなエネルギー源として有効活用を図ります。
- 補助金等により、木林の消費効果を高め、市産材の利用促進とそれを利用した越後杉ブランド材の普及・拡大を図ります。

4 特用林産物の生産振興

- 林床を利用して栽培のできる林間ワサビ栽培などの取り組みを支援し、間伐後の林間・林床の有効活用と、林家所得の向上に努めます。

5 森林基幹道岩船東部線の早期開通に向けた取り組み推進

- 県や関川村と連携を図り、地域と一体となった要望活動を行うことで早期開通を目指します。

政策 3-3	水産業の活性化と消費拡大の推進
---------------	------------------------

1 漁業担い手の育成支援

- 漁協や県等と連携した取り組みを実施し、漁業の担い手確保を図ります。
- 国・県事業の活用や市制度の活用により、漁業者の負担軽減を支援します。

2 漁港整備の推進

- 市営2漁港(桑川、脇川)の機能保全計画に基づく整備を推進します。
- 漁港海岸保全施設の長寿命化計画を策定し、海岸の防護、海岸環境の整備と保全を図ります。

3 資源環境の維持・改善と資源管理型漁業の推進

- 水産資源の持続的な維持・活用のため、水産資源を育む環境の維持・改善を図るとともに、稚魚、稚貝等の放流事業及び人工漁礁設置による漁場造成など良好な生育環境づくりを支援します。

4 水産物の活性化と収益の向上

- 地元でのイベント開催や首都圏等へのPRにより、水産物の消費拡大・販路拡大を図ります。
- 漁協をはじめ、水産関係機関と連携した取り組みにより、水産物のブランド化や6次産業化による商品の高付加価値化を図ります。

5 地元水産物のPR推進

- 観光事業と一体となった魅力づくりと水産物のPRを積極的に進め、消費拡大を図ります。
- イヨボヤ会館のリニューアルなどにより、内水面漁業や鮭・鮎等への関心を高めるとともに、市内水産加工品等のPRを図ります。

政策 3-4	商工業の活性化と市街地のにぎわいづくり
---------------	----------------------------

1 新事業創出促進と中小企業支援

- 創業支援事業計画に基づき、商工関係団体や市内金融機関と連携しながら、創業者のための相談しやすい環境整備や創業後の事業の段階に応じた支援を行います。
- 農商工連携や6次産業化による新製品開発、販路の拡大等を支援し、地域ブランドを活かした新事業の創出と雇用の拡大を推進します。
- 有利な制度融資と信用保証料補給により、中小企業の資金調達を円滑にします。

2 伝統工芸品の普及、推進

- 後継者の育成、所得の向上を図ります。
- 認知度向上や販路拡大に向けたプロモーションを実施します。
- 原材料の確保を支援します。

3 中心市街地の活性化

- まち並みを活かし、商店街等の魅力の向上を図ります。
- 空き店舗などを活用した創業支援等を推進します。
- 新たな消費喚起の醸成を図りながら、地元経済の活性化を図ります。

4 工業用地の確保

- 空き地・空き工場の情報を積極的に収集・発信し、有効活用を図ります。
- 新たな工業団地の整備を検討します。

5 企業誘致・事業拡大の推進

- 定期的・効果的な企業訪問により、企業の動向、情報の収集に努め、市外企業の誘致活動を強化します。
- 村上市企業設置奨励条例による奨励制度により、市内企業の投資促進を図ります。
- 企業進出や市内企業の事業高度化を推進するとともに、地域資源を活用した産業の活性化を図ります。

政策 3-5	観光誘客活動の展開とおもてなしの環境づくり
---------------	------------------------------

1 訪日外国人観光客増加対策

- 外国へ向けて観光情報を発信します。
- 魅力のある農林水産業体験等の整備を図ります。
- 外国人に対する観光案内、施設見学や買物の利便性の向上を図ります。

2 観光客の二次交通の整備

- レンタサイクルの整備・更新を図ります。
- タクシー・バスの乗り継ぎ等による利用促進策を図ります。

3 滞在型観光地の形成

- 定住自立圏や「日本海きらきら羽越観光圏」構成市町村との連携により、滞在型・体験型観光地の形成を推進します。

4 観光施設の整備と活用促進

- 通過都市とならないために、道の駅の魅力向上や活性化を図ります。
- 公衆トイレ等の施設整備や既存施設の改修を計画的に実施します。
- 施設の管理者や利用団体等と協議し、利用率の向上や新たな活用の方法を検討します。

5 観光プロモーションやPRの強化

- テレビ・新聞・チラシ・ラジオといったマスメディアやSNS・インターネット等を活用した観光情報の提供と宣伝PRを実施します。
- 首都圏、関西圏などを中心に、鮭文化や食等の特色ある地域資源を生かしたプロモーションを実施します。
- ふるさと村上応援寄附金によるお礼品を通して特産品のPRや本市への誘客を図り、村上市の物産や観光の知名度を高めます。

6 観光推進体制の整備

- 多様化する観光ニーズに対応するため、DMOの設立等も視野に入れ、観光協会をはじめとする関係団体等と連携した観光推進体制の強化に向けて取り組みます。

政策 3-6	就労環境の整備と雇用機会の充実
---------------	------------------------

1 人材育成への支援

- 労働者の職場定着に向けて各種研修に対する支援を行います。
- 資格取得への支援を実施し、就労意識の向上を図ります。

2 若者の地元就職の促進

- 高校生向けの就職説明会や職場見学などの開催により、市内企業への理解を深めてもらいながら、地元就職を促進します。
- 大学生に市内企業の魅力を理解してもらうために、インターンシップの推進を図るとともに、大学と企業のつながりを強化します。
- UIターンによる若者の定住を促進し、中小企業等の将来を担う人材確保及び労働力不足の解消を支援します。

3 若者への支援

- 若年無業者の労働意欲の向上や地域への就職促進につながる支援を行います。
- 関係機関との連携のもと、職業に関する専門相談員の配置や職業体験の機会を提供することで、職業に関する課題解決を支援し、労働者の職場定着を図ります。

4 ワークライフバランスの推進

- 男女がともに働きやすい就労環境をつくるため、ハッピーパートナー企業への登録を推進します。
- 女性の就労環境向上や活躍できる職場づくりに取り組む企業を応援します。

政策 4-1	消防・救急体制の充実
---------------	-------------------

1 消防救急体制の強化

- 消防緊急通信指令システムや統合型位置情報通知システムの計画的な導入を進め、災害対応力を強化します。
- 災害時の拠点として非常用電源設備等の整備強化を行い、有事の際の対応力を高めます。
- 各種訓練・講習会を通じ、消防団を始めとした関係機関や地元住民と連携を図り、災害に対応するための体制づくり強化に努めます。
- 老朽化施設の更新など、消防拠点の整備を推進します。

2 救急救命士等の計画的な養成と技術向上

- 救急救命士の確保と指導救急救命士の養成を図ります。
- 救急救命士や救急隊員の研修等を積極的に行い、技術力の向上を図ります。

3 消防車両等の計画的な更新

- 消防車両等の更新に伴う適正な配置計画を作成し、効果的な整備を進めます。
- 消防水利として、防火水槽を計画的に設置します。

4 消防団員の充実と組織強化

- 消防団員の加入促進を図ります。
- 地域に応じた消防団の組織見直しと広報指導分団の活動強化を図ります。

5 暮らしの安全対策の推進

- 住警器設置率向上に向けた周知活動を実施するとともに、電池交換や機器の更新に向けた指導活動を進めます。
- 住宅の防災機器等に関する相談支援や高齢者世帯等の火災予防巡回活動などを行います。
- AEDなどの使用講習会を通じ、救急時の対処法や防災に対する意識を高めます。

政策 4-2	防災体制の充実
---------------	----------------

1 自主防災組織の強化

- 防災士の育成と連携を支援します。
- 防災訓練手法を提供し、町内・集落単位の訓練から地区又は地域での訓練に向けた取り組みを推進します。
- 町内・集落で組織する自主防災組織に対し、災害に備えた資材等の購入支援を実施し、災害の低減を図ります。

2 防災情報システムの整備(防災行政無線整備)

- 荒川地域の防災行政無線を既存システムへ統合し、適切な運用を図ります。

3 防災教育の充実

- 災害に強い地域を作るため、自ら生活する地域や、自然と災害の関係を学ぶ「防災教育プログラム」を活用し、避難訓練を通じた危険回避能力の育成や要援護者に対する支援精神の醸成を推進します。

4 総合防災対策の推進

- 防災アセスメントによる被害想定の結果に基づき地域防災計画の見直しを行い、地域防災に関する各種情報として市民への提供を推進します。
- 大規模災害に対応するため、広域及び各種連携による防災・災害応急体制を維持・強化します。

政策 4-3	防犯体制の充実と交通安全対策の推進
---------------	--------------------------

1 防犯活動の推進

- 新規要望箇所への防犯灯施設の整備を図りながら、老朽化している防犯灯を長寿命な LED 灯に順次改修します。
- 防犯活動の一環として青色回転灯の普及を促進し、犯罪抑止及び地域の安全安心活動を推進します。
- 自主防犯パトロールの普及を推進します。

2 特殊詐欺等の被害防止と防犯意識の醸成

- 情報ネット等を活用し、特殊詐欺等の被害防止情報の配信や広報・啓発活動を推進します。
- 高齢者・女性・子どもなどの犯罪弱者が詐欺や悪徳商法等に遭わないよう啓発活動や相談支援を推進します。

3 交通安全対策

- 交通事故発生件数の減少を図るため、交通安全指導員や警察関係者、関係団体との交通安全街頭指導や広報紙等による啓発活動を推進します。
- 高齢者や子どもに対する交通事故防止に向け、交通安全教育活動を推進します。
- カーブミラーの新規要望箇所や老朽化等を把握し、順次修繕等を行います。

政策 5-1 郷育の推進と学習環境の整備

1 支え合い、つながり合って共に育つ学びの推進

- 将来の本市を支え、活躍できる人材育成に資する教育を行います。
- 「郷育会議」の構成団体や、事業の充実化を図り、地域の子どもを地域のみんで育てる取り組みを継続します。
- 地域コーディネーターを中心とした学校支援ボランティア体制の充実を図ります。
- 高等教育を望む市民への経済的支援を図るため、奨学金制度を継続します。

2 学ぶ意欲と確かな学力・知力の育成

- 非常勤講師の配置等による、きめ細かな教育を継続します。
- 国際化・情報化社会に対応した学校での各種事業、環境整備を推進します。
- キャリア教育計画に基づいた、小学校からの一貫したキャリア教育を推進します。

3 豊かな心と健やかな体の育成

- 児童・生徒主体のいじめ根絶に向けた集会を継続して実施します。
- 今後も適応指導教室と各校の連携を強化し、不登校傾向の児童生徒に適切な対応を行います。
- 体力実態の把握と分析、体力向上策を実施するとともに、家庭と連携した食育を推進します。

4 自立と共生を目指す特別支援教育の推進

- 関係機関との連携により、早期からの相談・指導・支援体制の充実を図ります。
- 特別な支援を要する子ども一人ひとりに個別の教育支援計画を作成し、情報の共有と活用を図りつつ、教育的ニーズに応じた適切な指導、支援を継続して推進します。

5 望ましい学びの場の整備

- 村上市立小・中学校望ましい教育環境整備計画方針に基づき、関係者と合意形成のうえ学校統合を進めます。
- 学校施設の改修は補助事業等の対象認可を受けながら、早期対応に努めます。
- 通学時の安全確保を図るために、スクールバスの運行やスクールガードリーダーを中心とした見守りボランティア体制の充実を図ります。
- 通学路安全プログラムにより通学路の点検を実施し、道路管理者等との連携を図ります。

政策 5-2 生涯を通じた学習の推進

1 成果を広げる「学び」の推進

- 「学ぶ」ことで得られる知識・能力を発揮(見せる・伝える)する場の提供や拡大を図り、市民が「学ぶ」ことの満足感から「学んだ成果を活用し発揮する」ことに対する充実感に展開していくよう学習意識の高揚を図ります。
- 学習で得た知識・技術が地域づくりや学校支援活動などにおいて発揮・伝承されることにより、「知の循環」を基軸に「知の発展」への展開を図ります。
- 学習活動初期～学習活動発展期における図書活用の有効性について、市民意識の高揚を図ります。

2 地域ニーズに即した学習環境の充実

- 社会情勢の変化を的確にとらえた高度な学習機会の提供を迅速に行います。
- 既存社会教育関係施設の地域に即した管理・使用形態への移行を図るとともに、老朽施設等の更新・廃止を図ります。
- 子ども達の学習や体験活動に関わるすべての市民が、充実感を持って参画できる仕組みづくりを推進します。
- 図書館蔵書、資料等の適切な保管が図られるよう、保管場所の確保とともに必要設備を整備します。

政策 5-3	文化財の保存活用と芸術・文化の振興
---------------	--------------------------

1 文化財保護と伝承の推進

- 市文化財補助金等による指定文化財所有者及び保持団体への支援及び拡充を図ります。
- (仮称)村上まつり補助事業及び修理検討組織等の整備を推進します。
- 伝統芸能等の発表機会を提供し、後継者の育成・支援を図ります。

2 郷土に育まれた歴史・文化の普及啓発

- 歴史・文化施設において必要な施設の修繕及び改修を実施し、施設の利便性の向上を図ります。
- 郷土の歴史や文化の普及啓発を図り市民の教養を高めるため、事業の企画運営に取り組むとともに、所蔵資料の適切な保全と調査研究に努めます。

3 史跡の整備と活用

- 村上城跡や平林城跡及び山元遺跡の整備を推進します。
- 資料の収蔵やガイダンス施設の整備を推進します。
- 各史跡における「保存活用計画」の策定を推進します。

4 芸術・文化の振興

- 優れた芸術・文化に対する市民の教養や関心を深めるため、新潟県立美術館等所蔵作品等の巡回展の開催に努めます。
- 芸術・文化の裾野を広げるため、芸術・文化団体と連携し、公民館講座事業などを活用した初心者教室開催に努めます。

政策 5-4	生涯スポーツと競技スポーツの推進
---------------	-------------------------

1 生涯スポーツの推進

- 野外活動や遊びを含め、さまざまなスポーツを通し、子どもの体力向上を図ります。
- 健康増進や体力向上を図る上で、運動やスポーツの日常化が重要な課題となるため、健康意識の高い壮年・中高年層が、どこでも気軽にスポーツ活動が行える機会の充実を図ります。
- スポーツに関心を持ってもらうため、体験型スポーツ事業(スポーツツーリズム促進事業)の開発を推進します。

2 競技スポーツの推進

- 専門性の高い競技スポーツ指導者の養成を推進します。
- 競技者・指導者の良好な活動環境の整備を推進します。
- 各種大会の誘致を推進します。
- オリンピック、パラリンピックを目指すアスリートを支援します。

3 スポーツ環境の整備・充実

- 市民ニーズに対応した施設整備と有効活用を図ります。
- 安全で利用しやすいスポーツ施設の整備を推進します。
- 総合型地域スポーツクラブとの連携を図ります。

政策 6-1 平等社会と多文化共生の推進

1 人権尊重の推進

- 講演会、研修会などの実施に加え、市報などを活用した啓発活動を推進します。
- 県などが主催する人権講演会や研修会への参加などを推進します。
- 教職員を対象にした研修会を開催し、人権教育の充実を図ります。

2 男女平等の推進

- 第2次村上市男女共同参画計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、総合的かつ効果的な施策展開を図ります。
- 各種委員への女性の登用を推進します。

3 多文化共生の推進

- 国籍や文化などの違いをお互いに認め合いながら、国際感覚と世界に向けた広い視野を持つ人材育成を推進します。
- 外国人に対する情報提供に配慮し、利用状況に応じ案内板や発行物など多言語による表示に努めます。

政策 6-2 市民協働のまちづくりの推進

1 市民協働のまちづくりの推進

- 地域まちづくり交付金の拡充及び算定方法の見直しを図ります。
- 協働のまちづくりを担う人材の育成を推進します。
- 全まちづくり協議会連携事業を推進します。

2 地域活性化の推進

- 地域おこし協力隊の全地区への配置を推進します。
- まちづくり活動拠点の確保や集落支援員制度の導入を促進します。

3 移住・定住の推進

- 移住定住に向けた支援や起業支援を図ります。
- 各団体が行う婚活イベントの実施を支援します。
- 近隣市町村との連携により婚活事業を支援します。

政策 6-3 広報広聴事業の推進

1 広報活動の充実

- 本市の魅力や施策など、情報をわかりやすく発信し、「市報むらかみ」のさらなる充実を図ります。
- ホームページを検索しやすいように改良を進めるほか、全面リニューアルを検討します。
- 時代に即した情報発信ツールを検討していきます。

2 広聴活動の充実

- 参加しやすいふれあいトークを開催します。
- 市内で活動するグループや団体などの希望による訪問広聴活動を推進します。
- 市政提案やパブリックコメントに意見を出しやすい環境を整備します。

政策 6-4 ICT・情報化の整備推進

1 庁内情報システムの整備

- 基幹系システムのサーバ類を外部のデータセンターに設置し、安定した運用、災害等への対策、セキュリティの向上を図ります。
- 内部情報系システムの利用契約期間満了に伴い、クラウドサービス利用の継続を前提とした適切な更新を行います。

2 神林地区告知システムの更新

- これまでの告知システム更新事業で回収した告知端末機を有効に活用し、修繕費用を抑制しながら可及的速やかに更新を行います。
- 引き続き防災行政無線との連携を図ります。

3 放送系基幹設備を中心とした情報通信設備の更新

- 経年に伴う故障等による放送事故が危惧される放送系を中心に設備を更新し、さらに、基幹部分は冗長化(二重化)による強靱化を図り、安定したサービスの提供及び放送事故の未然防止対策を推進します。
- 集約化や統合による機器類の削減を検討し、設備全体の安定化と経費の節減を図ります。

4 未更新の情報通信設備の更新

- 更新予定の神林地区告知システムや情報通信設備以外の設備について、予備機の活用により施設全体の安定化と経費の節減を図りながら、適切な更新を計画します。

政策 6-5 行財政改革の推進

1 歳入の安定化

- 市税の適正かつ公正な賦課徴収を行い、自主財源の確保に努めます。
- 市税のコンビニ収納導入による納税環境の拡充や口座振替の推進等により、収納率の向上を図ります。

2 財政状況等の公表

- 市報やホームページによる公表を行い透明性を高めます。
- 地方公共団体において統一的な基準による財務書類を作成します。
- 財政計画を策定し、健全な財政運営に努めます。

3 公有財産・公共施設の適正管理

- 公有財産台帳及び遊休・未利用財産の精査を行い、年次計画的な施設の解体処理や売却及び利活用を進め、財産の適正管理を行います。
- 「公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設等の適正な維持管理を行います。
- 指定管理者制度をはじめとするPPPの活用による、民間活力の導入を推進します。

4 効果的な事務事業の推進

- 事務事業評価の実施により、より効果の高い事業実施や事務改善に努め、より透明性の高い事業実施を図ります。

5 組織・職員改革

- 多方面の研修実施により、市民ニーズに対応できる職員の育成や組織の充実を図ります。
- 人事評価の実施により、職員の意識改革を促し、能力開発と人材育成を推進します。
- 職員定員適正化計画により、計画的な職員の適正配置と効率的な行政運営を行います。

政策 6-6	広域行政の推進
---------------	----------------

1 定住自立圏事業の推進

- 本市を中心として隣接する2村の地域特性を生かしながら、協力関係を尊重しつつ、魅力ある地域づくりと社会基盤の強化を推進します。
- 3市村職員の企画力向上と職員交流の更なる促進を図ります。

2 広域連携ならではの活力推進

- 道路や公共交通等の社会資本の連携整備や観光振興等、近隣市町村との連携を図ります。